

自動販売機設置場所貸付に係る仕様書

1 貸付場所及び貸付面積等

○原市支所（所在地：上尾市原市 3 2 4 1 番地）

番号	貸付箇所	貸付面積	台数
6	自動販売機コーナー（屋外）	1.26 m ² （1.40m×0.90m）	1 台

- （１）貸付面積には放熱余地・転倒防止板設置部分を含む。
- （２）リサイクルボックスの設置方法及び空容器の回収方法の詳細については、施設管理者と協議のうえ決定する。
- （３）案内図及び設置場所位置図、設置面積は物件概要を把握するための参考であり、現況と異なる場合は現況を優先する。

2 自動販売機の設置

（１）自動販売機の規格等

①販売する飲料の種類のうち缶・ボトル飲料の自動販売機とする。

② 大きさ

貸付面積（目安）の範囲内、おおよそ高さ 2,000 mm 以内。

③ デザイン

デザイン、外観色については、設置場所への景観配慮に努めるものとする。

④ 消費者にとって利便性の高い自動販売機

キャッシュレス機能や新貨幣、ユニバーサルデザイン（低い位置に設置された商品選択ボタン、かがまずに商品を取り出せる取り出し口など）など、消費者ニーズに応じた利便性の高い自動販売機の開発に努めるものとする。また、商品の販売時等に個人情報収集する場合は、その保護に十分に留意すること。なお、停電などの災害時対応ができる機種が望ましい。

（２）安全対策及び転倒防止等

据え付けに当たっては、清涼飲料自販機協議会が策定した「自動販売機据付規準」（2020年12月改訂版発行）を遵守し、転倒防止等の安全確保を十分に行う。

（３）自動販売機の防犯対策

新設自販機は、日本自動販売システム機械工業会作成の「自動販売機の堅牢化基準」を遵守する。また、自動販売機窃盗被害の発生防止の為、堅牢

化基準による防犯対策等を実施し、犯罪の防止に努める。

(4) 自動販売機の技術対策

変造硬貨及び偽造・変造紙幣による自動販売機荒しに対しては、コインメック及びビルバリデータのプログラム改変などの技術的対策の強化に努める。

(5) 自動販売機の電気料測定

計量法第16条「使用の制限」の積算電力計の適正管理を遵守し、子メーターの有効期限が切れる前に速やかに交換すること。

3 貸付期間

令和8年10月1日から令和11年9月30日までとする。

4 条件並びに設置場所を借り受ける者(以下(設置事業者)という。)の遵守事項

(1) 環境対策

「エネルギーの使用の合理化に関する法律」(以下「省エネ法」)に基づき経済産業大臣が定める「自動販売機の性能の向上に関する製造事業者等の判断の基準等」(以下「省エネ基準」という)を尊重する。

【「省エネ法」による特定機器追加に伴う判断基準】

〔対象となる範囲〕

JIS B 8561 の「附属書A 缶及びボトルタイプの消費電力量試験」の適用範囲として規定されている、紙容器を除く缶・ボトル飲料用飲料を販売するものであって、常に冷蔵、温蔵して販売する機能を持つ自動販売機とする。

① 省エネルギー

自動販売機の管理運営に当たっては環境に配慮し、適切かつ効率的な使用により、エネルギー消費の節減に努める。(代替エネルギーの利用が可能な自動販売機の導入にも努力する。)

ア「ヒートポンプ」技術を採用した機種であること。

イ「ゾーンクーリング」、「照明の自動点滅・減光」、「学習省エネ」、「真空断熱材」、「ピークカット」、「LED照明」等の消費電力量の低減に資する技術を採用している機種であること。

② 地球温暖化防止

冷媒・断熱材発泡剤等に、フロン又は代替フロン(HCFC類、HFC類)を使用していない機種であること。(ノンフロン対応の機種とすること。代替フロンは温室効果ガスのため不可。)

③ エネルギー消費効率の良い自動販売機

経済産業大臣が定める「省エネ基準」に基づき、省エネ対策を施した自動販売機を使用する。なお、従来のピークカット機（エコベンダー）についても含まれる。新規に自動販売機を購入する際は「省エネ法」に基づき、エネルギー消費効率の良い自動販売機の選択に努める。

（２）衛生管理

- ① 自動販売機は飲料や食品を販売することから、清潔な状態を保ち衛生管理に留意すること。
- ② 食品衛生法の規制の対象となる自動販売機で飲料販売を取り扱う設置事業者は、法令で定める条項に加え、日本自動販売協会及び日本自動販売システム機械工業会が定めた「自動販売機の食品衛生に関する自主的取り扱い要領及び規格基準」を遵守する。

（３）リサイクルボックスの設置と空容器の適正処理

① リサイクルボックスの設置

自動販売機に併設して、原則として自動販売機１台に１個以上の割合で貸付面積を超えない範囲で設置し、設置事業者の責任で適切に処理するとともに空容器の散乱防止に努める。リサイクルボックス内の空容器を適切に処理し、設置場所周辺の清掃を行うこと。

② リサイクルボックスの規格

ア 素材

原則としてプラスチック製とし、利用者がケガをしないように配慮したものとする。

イ 容積

回収の頻度・量を考慮し、リサイクルボックスから空容器があふれたり、周囲に散乱しないような収容容積とするなど十分に配慮する。特に、夏季や行事開催時などは回収の頻度を考慮する。

ウ その他

投入口付近には、一般ごみ投入禁止とリサイクル推進を原則として表示するものとする。

空容器以外の投入を禁止する旨の表示をするほか、空容器投入口は紙等の一般ゴミが入りにくい形状を有するもの又はそのための仕掛けのあるものとし、空容器と一般ゴミの混入防止を図る。

③ 空容器の処理

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃棄物処理法、廃掃法）」及び「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（容器包装リサイクル法）」（平成７年法律第１１２号）など、関係法令に基づいて適切に処理する。

(4) 自動販売機の維持管理

- ① 設置事業者は、商品の補充及び変更、売上金の回収、釣り銭の補充、自動販売機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを適切に行う。
- ② 設置事業者は関係法令を遵守し、賞味（消費）期限の確認など販売品の衛生管理の徹底し、安定した高品質の商品を提供するための品質保証活動を行う。
- ③ 設置事業者は、専門技術サービス員による保守業務を随時行い、維持に努めるほか、故障時には即時対応する。
- ④ 貸付物件に設置する自動販売機で酒税法（昭和28年法律第6号）第2条の規定による酒類又はその類似品の販売を禁止する。
- ⑤ 自動販売機設置の権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。
- ⑥ 自販機販売管理者の名・住所・電話番号、管理者番号（お客様番号）を統一ステッカーまたは同等の内容が記されたものの貼付等により必ず明記すること。また、ステッカー等が色褪せたりして文字が見にくいときは速やかに交換すること。
- ⑦ 自動販売機の故障、問い合わせ及び苦情については、設置事業者の責任において対応するとともに、自動販売機本体に故障時の連絡先を明記すること。

5 貸付料（売上手数料）

- (1) 自動販売機の売上額の一部を貸付料とするため、売り上げ額（消費税を含む）に契約率を乗じた額を貸付料（売上手数料）とし、その下限を25パーセントとする。また、別途消費税及び地方消費税相当額を加算した額とする。なお、消費税及び地方消費税率が改正された場合には、改正後の税率に従う。

※別添の「売上実績表」（令和6年度、令和7年度自動販売機売上金額一覧）を参照。

- (2) 貸付料は、設置事業者が発行した納入通知書を基に、社会福祉法人上尾市社会福祉協議会（以下「本会」という）が発行する請求書により納入すること。ただし、納入の期限日が金融機関の休日に当たるときは、次の営業日を納入の期限の日とする。（振込手数料は落札者の負担とする。）
- (3) 年度末は、4月5日までに3月分の貸付料を本会に通知（メールまたはFAX）すること。

6 電気料等

設置事業者が自ら設置した子メーターにより計測した使用量に基づき、自

動販売機等設置協定書に定める単価を乗じて得た額を、本会が発行する請求書により納入する。(振込手数料は落札者の負担とする)

7 費用負担

(1) 自動販売機の設置及び撤去に要した費用、移転費等の一切の費用は設置事業者の負担とする。

(2) 電気料を計測するための子メーターを設置する費用は、設置事業者が負担する。なお、設置にあたっては本会の指示に従うものとする。

8 貸付場所の返還

契約の解除等により自動販売機を撤去する場合は原状回復し、本会と施設管理者の確認を受けなければならない。

9 自動販売機設置に伴う事故

本会の責に帰する事由による場合を除き、設置事業者がその責を負う。

10 商品等の盗難及び破損

(1) 本会の責に帰することが明らかな場合を除き、本会はその責を負わない。

(2) 設置事業者は、商品及び自動販売機が汚損又は毀損したときは、自らの負担により速やかに復旧しなければならない。

原市支所

